

パブリックコメントの実施結果について

佐賀県後期高齢者医療広域連合第5次広域計画（案）への意見を募集した結果について、次のとおり公表します。

1. 案件名 佐賀県後期高齢者医療広域連合第5次広域計画（案）
2. 意見募集期間 令和5年12月11日から令和5年12月28日まで
3. 意見提出件数 2件
4. 提出された意見及びその意見に対する当広域連合の考え方

提出された意見	意見に対する広域連合の考え方
P4【4 広域連合及び関係市町の事務分担】において、11行目「事務分担については、必要に応じて関係市町との協議の上、今後も適正化に努めます。」とあるが、体制や組織図（系統）が何も分からない。	広域計画には、後期高齢者医療制度の実施に関して広域連合及び関係市町が行う事務に関すること、広域計画の期間及び改定に関することを記載することとなっております。 広域連合と関係市町の事務分担について、P5からP6に事務区分ごとに一覧表で示しているとおりでございます。 体制や組織については、佐賀県後期高齢者医療広域連合規約にて定められているため、計画（案）には掲載しておりません。
P7【5 第5次広域計画の期間及び改定】において、ただ計画期間のみで分からない。特に広域連合財政運営期間は、何も書かれていない。	計画（案）中、P7【5 第5次広域計画の期間及び改定】を以下のとおり文言修正します。 ○第5次広域計画の期間は、 <u>関連性が高く整合性のとれた取り組みが必要な、国や県が策定する「医療費適正化計画」や広域計画を基に策定する「長寿健康づくり事業実施計画」の期間、また、広域連合の財政運営期間が2年間周期であることを勘案し、令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの6年間とします。</u> ただし、広域連合長が必要と認めた場合には、随時改定を行うものとします。

※ 意見に対する考え方の欄にある「計画(案)」は、「佐賀県後期高齢者医療広域連合第5次広域計画（案）」のこと。

御意見ありがとうございました。